

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

様式第五の次に次の様式を加える。

※ 別紙のとおり様式第五の二を挿入

様式第七を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第七を挿入

様式第八を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八を挿入

様式第二十一を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第二十一を挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第六条の二、第十五条の二、第十五条の三及び第七十四条第一項（同項第一号の改正規定を除く。）の改正規定並びに様式第五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証)

第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令

の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号。以下「改正令」という。）附則別表の第一欄に

掲げる特定計量器であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。

2 前項の確認済証は、次に掲げる形状、方法及び大きさにより付するものとし、見やすく、かつ、検定証印等に隣接した部分に、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を含む。）で付さなければならぬ。

一 確認済証の形状は、次のとおりとする。



二 確認済証は、はり付け印とする。

三 確認済証の大きさは容易に識別できる大きさのものとする。

(指定検定機関が付する検定証印に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「改正後検則」という。）第二十三条第二項の規定は、平成三十年十二月三十一日までは、この省令の施行の際現に指定されている指定検定機関については、適用しない。

(検定証印等の年月の表示に係る経過措置)

第四条 次の各号に掲げる年月又は年の表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあつては、その有効期間の満了の年月までは（有効期間の定めのないものにあつては当分の間）、改正後検則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正前の特定計量器検定検査規則（以下「改正前検則」という。）第四十八条第一項中様式一又は様式二の定期検査を行った年月の表示

二 改正前検則第二十五条第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定証印の有効期間の満了の年月の表示

三 改正前検則第二十六条第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定を行った年月の表示

四 改正前検則第三十五条第一項中様式三又は様式四の型式承認表示を付した年の表示

五 改正前検則第五十六条第一項の計量証明検査を行った年月の表示

六 改正前検則第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定を準用する指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）第九条に規定する基準適合証印とともに付する計量法（平成四年法律第五十一号）第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示

（タクシメーター装置検査済証に係る経過措置）

第五条 改正前検則第七十二条第二項の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なおその効力を有する。

2 同項の規定により交付された装置検査済証は、装置検査済証印の有効期間の満了の年月までの間、なおその効力を有する。